

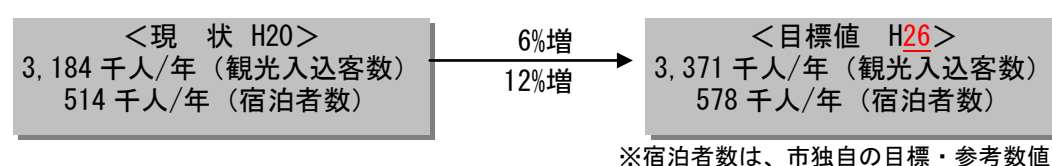
変 更 後	変 更 前
<p>○計画期間：平成 21 年 12 月から平成 <u>27</u> 年 3 月まで (5 年 4 月)</p> <p>3. 中心市街地の活性化の目標</p> <p>[1] 略</p> <p>[2] 目標年次の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画の計画期間は、平成 21 年 12 月から、事業の効果が発現すると見込まれる平成 <u>27</u> 年 3 月までの概ね <u>5</u> 年 5 ヶ月間とし、その最終年度である平成 <u>26</u> 年度を目標年次とする。</li> </ul> <p>[3] 略</p> <p>[4] 具体的な目標値の考え方</p> <p>(1) 歩行者等通行量 (休日)</p> <div style="text-align: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #cccccc;">                     &lt;現 状 H20&gt; 64,373 人/日 (休日通行量)                 </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #cccccc;">                     &lt;目標値 H26&gt; 68,400 人/日 (休日通行量)                 </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">6.3%増</p> </div> <p>①歩行者等通行量の現況 (中略)</p> <p style="font-size: 0.8em;">(人/日)</p> <p style="font-size: 0.8em;">過去の事態調査 H20実態調査 (過去調査と同地点) H20実態調査 (新規追加地点)</p> <p style="font-size: 0.8em;">交通量実態調査観測日は以下のとおり、平成 5 年は休日調査が無いため、平成 15 年の同地点の平休比を用いて補完している。 平成 20 年 9 月 28 日 (日) 平成 19 年 12 月 2 日 (日) 平成 17 年 11 月 20 日 (日) 平成 15 年 10 月 26 日 (日) 平成 5 年 12 月 10 日 (金)</p> <p>(中略)</p> <p>③歩行者等通行量の目標値設定のフロー</p> <p>・<u>計画変更により計画の終期を当初設定していた平成 26 年 3 月から平成 27 年 3 月へ延長したが、これに伴う推計値・事業効果の増減は考慮せず、以下においては当初設定した平成 25 年度の数値をそのまま平成 26 年度の数値として読み替える。</u></p> <p>(中略)</p> <p>d) ふくふくサポート運営による増加 (+10 人/日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふくふくサポートの利用者数は、現状の約 17,000 人/年 (47 人/日) から、平成 <u>26</u> 年度には約 21,000 人 (58 人/日、増加 11 人/日) とする目標値を設定している。</li> </ul> <p>(中略)</p> <p>④休日歩行者等通行量の目標値の設定 (まとめ)</p> <p>(中略)</p>	<p>○計画期間：平成 21 年 12 月から平成 <u>26</u> 年 3 月まで (4 年 5 月)</p> <p>3. 中心市街地の活性化の目標</p> <p>[1] 略</p> <p>[2] 目標年次の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画の計画期間は、平成 21 年 12 月から、事業の効果が発現すると見込まれる平成 <u>26</u> 年 3 月までの概ね <u>4</u> 年 5 ヶ月間とし、その最終年度である平成 <u>25</u> 年度を目標年次とする。</li> </ul> <p>[3] 略</p> <p>[4] 具体的な目標値の考え方</p> <p>(1) 歩行者等通行量 (休日)</p> <div style="text-align: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #cccccc;">                     &lt;現 状 H20&gt; 64,373 人/日 (休日通行量)                 </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #cccccc;">                     &lt;目標値 H25&gt; 68,400 人/日 (休日通行量)                 </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">6.3%増</p> </div> <p>①歩行者等通行量の現況 (中略)</p> <p style="font-size: 0.8em;">(人/日)</p> <p style="font-size: 0.8em;">過去の事態調査 H20実態調査 (過去調査と同地点) H20実態調査 (新規追加地点)</p> <p style="font-size: 0.8em;">交通量実態調査観測日は以下のとおり、平成 5 年は休日調査が無いため、平成 15 年の同地点の平休比を用いて補完している。 平成 20 年 9 月 28 日 (日) 平成 19 年 12 月 2 日 (日) 平成 17 年 11 月 20 日 (日) 平成 15 年 10 月 26 日 (日) 平成 5 年 12 月 10 日 (金)</p> <p>(中略)</p> <p>③歩行者等通行量の目標値設定のフロー</p> <p>(中略)</p> <p>d) ふくふくサポート運営による増加 (+10 人/日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふくふくサポートの利用者数は、現状の約 17,000 人/年 (47 人/日) から、平成 <u>25</u> 年度には約 21,000 人 (58 人/日、増加 11 人/日) とする目標値を設定している。</li> </ul> <p>(中略)</p> <p>④休日歩行者等通行量の目標値の設定 (まとめ)</p> <p>(中略)</p>

▼休日歩行者等通行量の目標値

現況の休日歩行者等通行量(H20)	64,373 人/日
a) 下関駅にぎわいプロジェクトによる増加	1,050 人/日
b) 国際観光対策事業による増加	55 人/日
c) 国際通り整備事業による増加	200 人/日
d) ふくふくサポート運営による増加	10 人/日
e) 社会教育複合施設による増加	71 人/日
f) あるかぼーと民間開発事業による増加	2,256 人/日
g) 唐戸ふれあい商店街プロジェクト等による増加	404 人/日
h) その他の総合的な取り組みによる増加	+α
休日歩行者等通行量の目標値(H26年度)	68,400 人/日
増分	4,046 人/日
増加率	6.3%

(以下略)

(2) 観光入り込み客数



(中略)

③観光客数の目標値設定のフロー

・計画変更により計画の終期を当初設定していた平成26年3月から平成27年3月へ延長したが、これに伴う推計値・事業効果の増減は考慮せず、以下においては当初設定した平成25年度の数値をそのまま平成26年度の数値として読み替える。

(中略)

a) 現状のまま推移した場合の予測

＜観光客数（宿泊者数）の現状＞

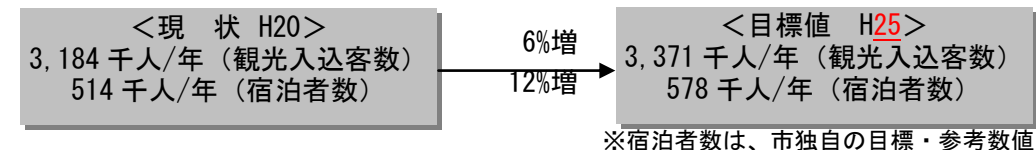
・新たに中心市街地の観光振興施策や事業展開を実施しない場合、観光客は年々減少し、平成20年の3,184千人/年から、平成26年には2,949千人（宿泊者数491千人）に低下すると予測される。

▼休日歩行者等通行量の目標値

現況の休日歩行者等通行量(H20)	64,373 人/日
a) 下関駅にぎわいプロジェクトによる増加	1,050 人/日
b) 国際観光対策事業による増加	55 人/日
c) 国際通り整備事業による増加	200 人/日
d) ふくふくサポート運営による増加	10 人/日
e) 社会教育複合施設による増加	71 人/日
f) あるかぼーと民間開発事業による増加	2,256 人/日
g) 唐戸ふれあい商店街プロジェクト等による増加	404 人/日
h) その他の総合的な取り組みによる増加	+α
休日歩行者等通行量の目標値(H25年度)	68,400 人/日
増分	4,046 人/日
増加率	6.3%

(以下略)

(2) 観光入り込み客数



(中略)

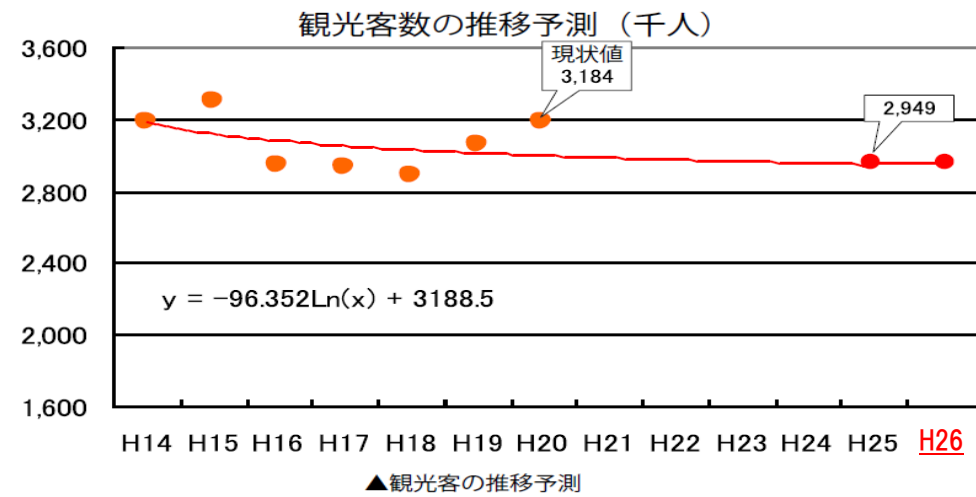
③観光客数の目標値設定のフロー

(中略)

a) 現状のまま推移した場合の予測

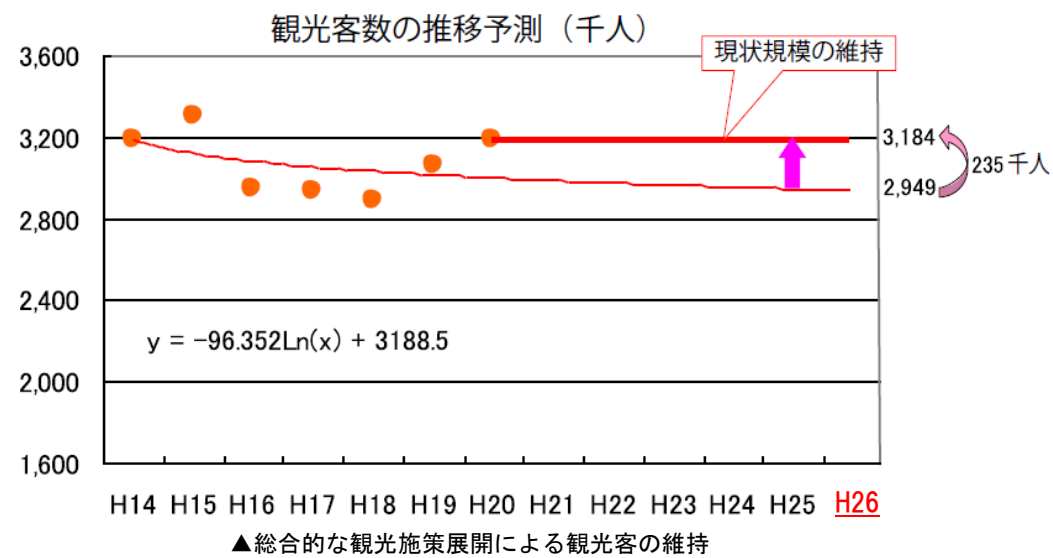
＜観光客数（宿泊者数）の現状＞

・新たに中心市街地の観光振興施策や事業展開を実施しない場合、観光客は年々減少し、平成20年の3,184千人/年から、平成25年には2,949千人（宿泊者数491千人）に低下すると予測される。



b) 総合的な観光施策展開による増加

- ・唐戸市場やカモンワーク、海響館等の既存観光施設の活性化をはじめ、下関港国際ターミナルを核とした観光回遊促進、既存商店街での観光対策、門司港地区と連携した観光PR等を一体的に推進することにより、現状の3,184千人を維持することを目標とし、平成26年時点で予想される235千人の観光客の減少を食い止める。



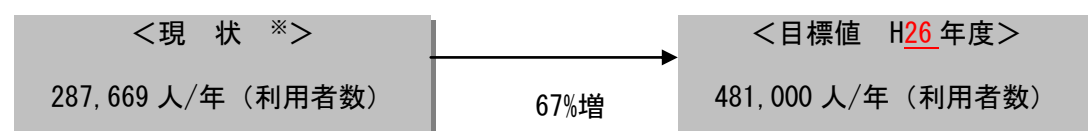
(中略)

④観光客数の目標値の設定 (まとめ)

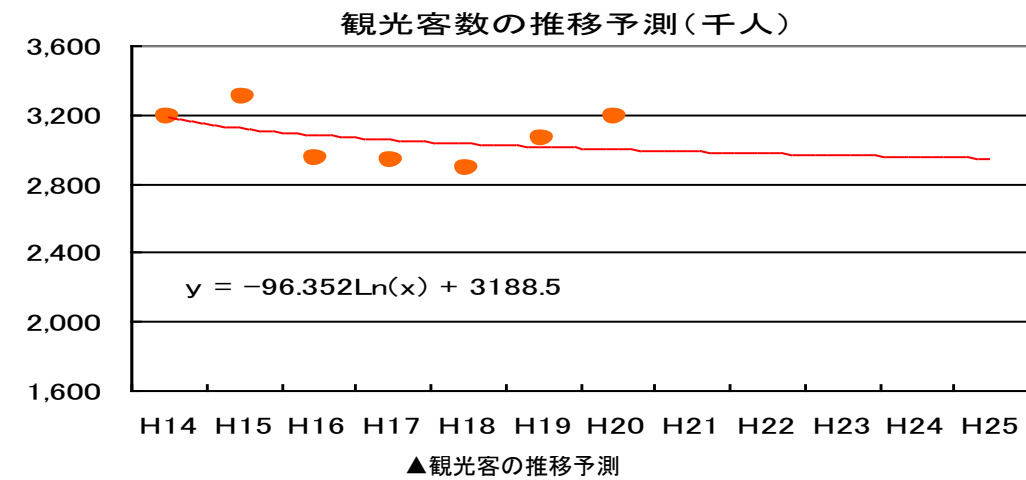
- ・平成26年の観光入込客数の目標値を以下のとおり設定する。

(以下略)

(3) - 1 市民サービス施設利用者数

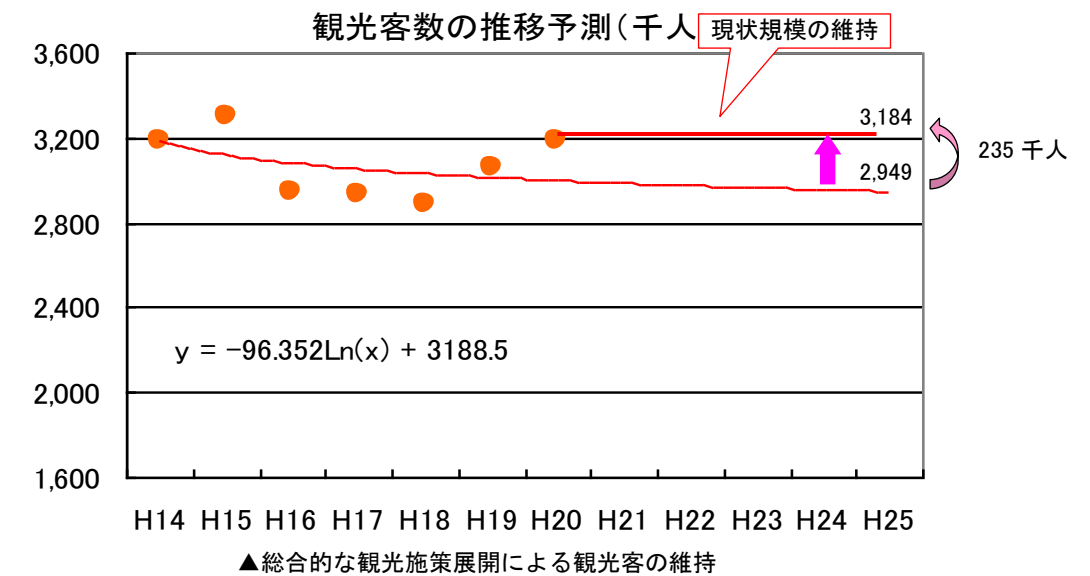


※複数施設の利用者数の合計値であり、現状の計測年度は施設によって違う



b) 総合的な観光施策展開による増加

- ・唐戸市場やカモンワーク、海響館等の既存観光施設の活性化をはじめ、下関港国際ターミナルを核とした観光回遊促進、既存商店街での観光対策、門司港地区と連携した観光PR等を一体的に推進することにより、現状の3,184千人を維持することを目標とし、平成25年時点で予想される235千人の観光客の減少を食い止める。



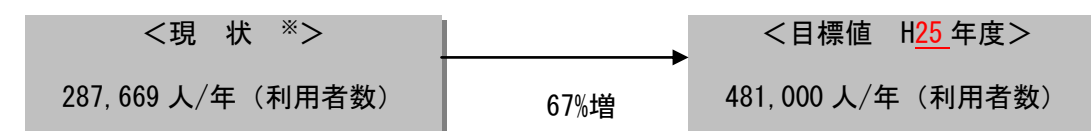
(中略)

④観光客数の目標値の設定 (まとめ)

- ・平成25年の観光入込客数の目標値を以下のとおり設定する。

(以下略)

(3) - 1 市民サービス施設利用者数

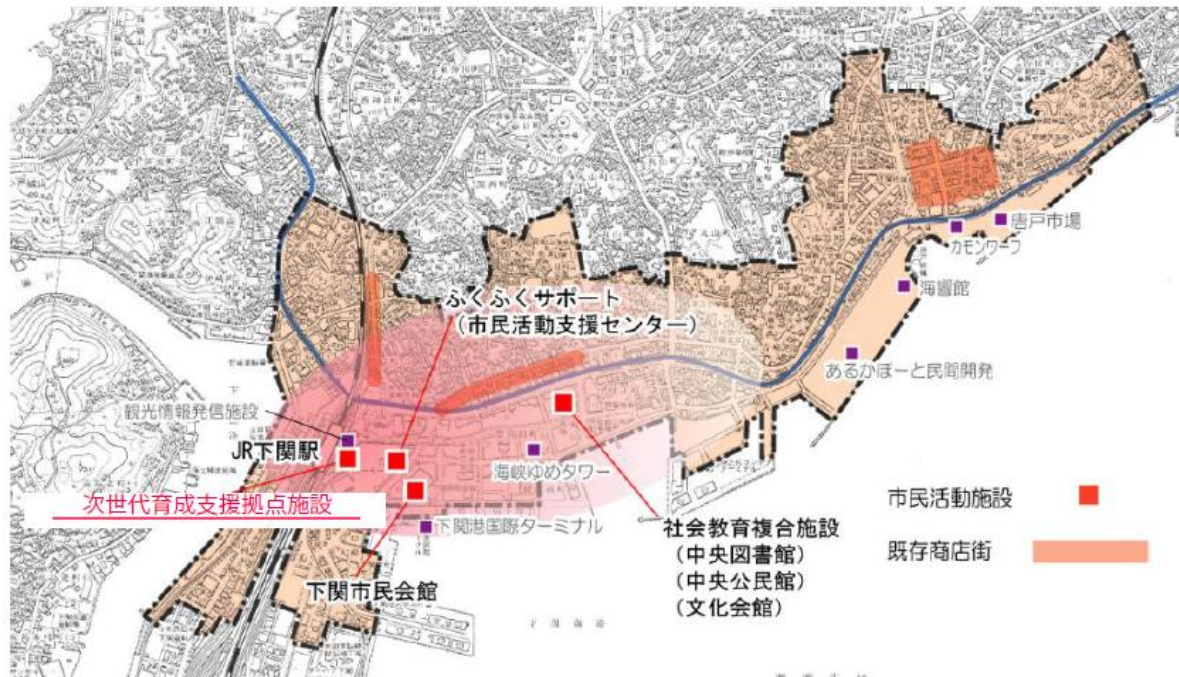


※複数施設の利用者数の合計値であり、現状の計測年度は施設によって違う

① 対象施設と利用者数拡大の考え方

(中略)

・このため、下関市民会館、ふくふくサポート（H19 開館）、社会教育複合施設（H21 開館）、**次世代育成支援拠点施設**の利用者数を対象とする。

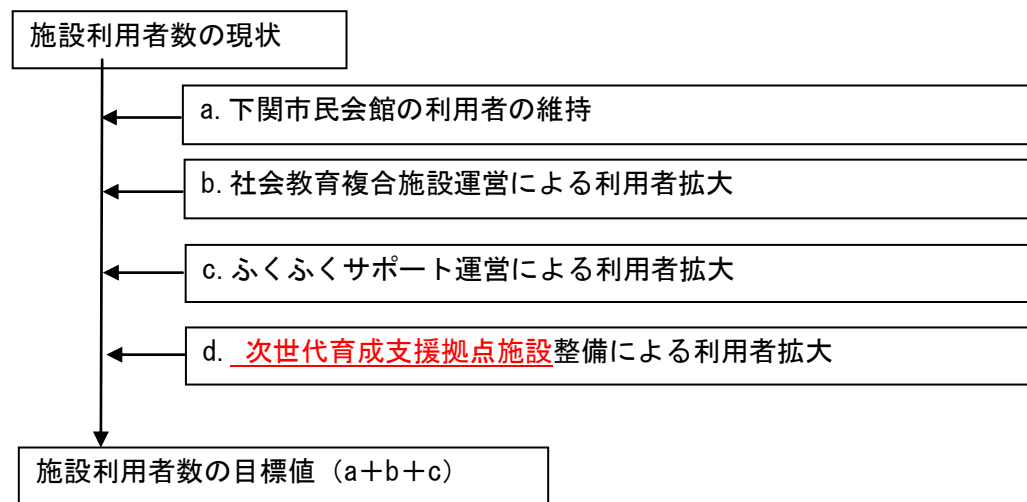


▲対象施設の配置

② 将来施設利用者数の目標設定フロー

・計画変更により計画の終期を当初設定していた平成 26 年 3 月から平成 27 年 3 月へ延長したが、これに伴う推計値・事業効果の増減は考慮せず、以下においては当初設定した平成 25 年度の数値をそのまま平成 26 年度の数値として読み替える。

(中略)



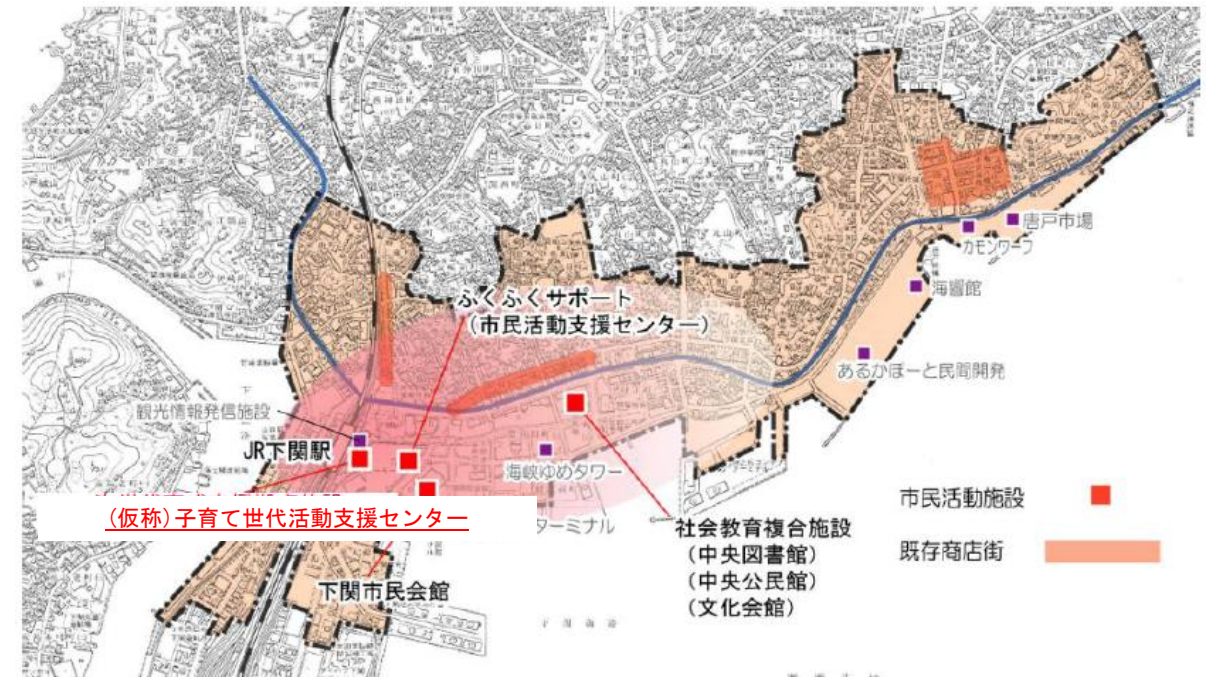
a) 下関市民会館  
(前略)

・今後も、内外の芸術家による講演等の企画・実施とともに、市民の文化活動の奨励・推進を図ることにより、現状の利用実績を維持していくものとし、平成 26 年度の利用者数を 150 千人と設定する。

① 対象施設と利用者数拡大の考え方

(中略)

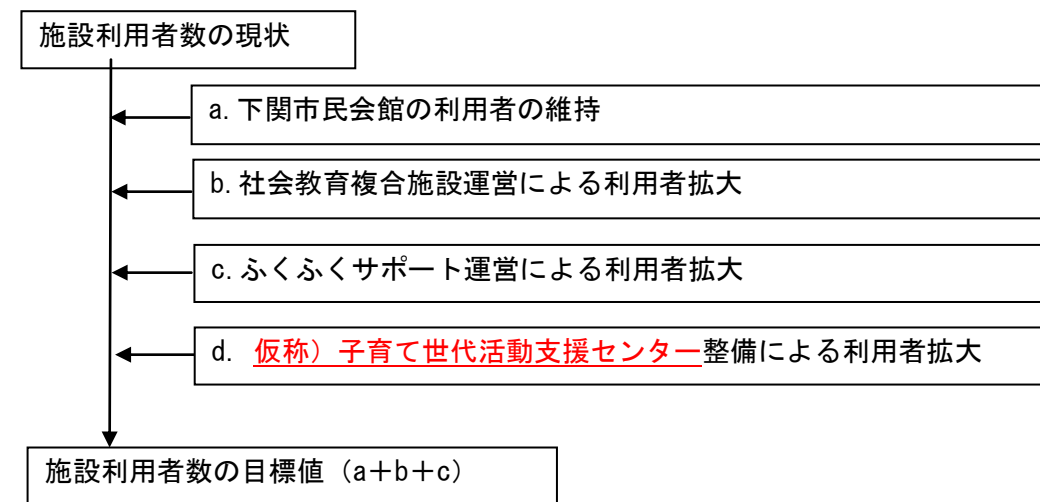
・このため、下関市民会館、ふくふくサポート（H19 開館）、社会教育複合施設（H21 開館）、**(仮称)子育て世代活動支援センター**の利用者数を対象とする。



▲対象施設の配置

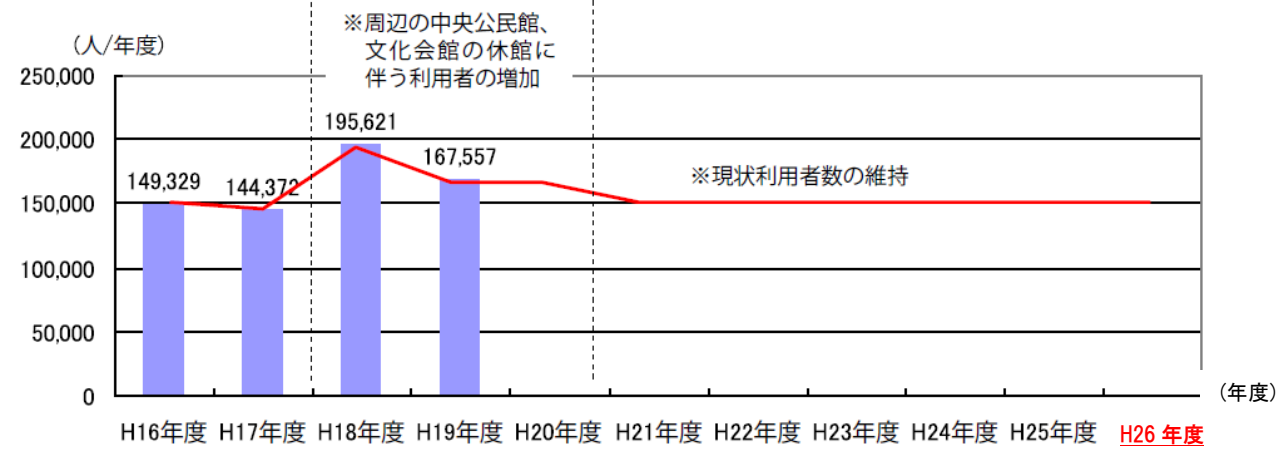
② 将来施設利用者数の目標設定フロー

(中略)



a) 下関市民会館  
(前略)

・今後も、内外の芸術家による講演等の企画・実施とともに、市民の文化活動の奨励・推進を図ることにより、現状の利用実績を維持していくものとし、平成 25 年度の利用者数を 150 千人と設定する。



▲下関市民会館の利用者数（実績）と将来予想（目標）

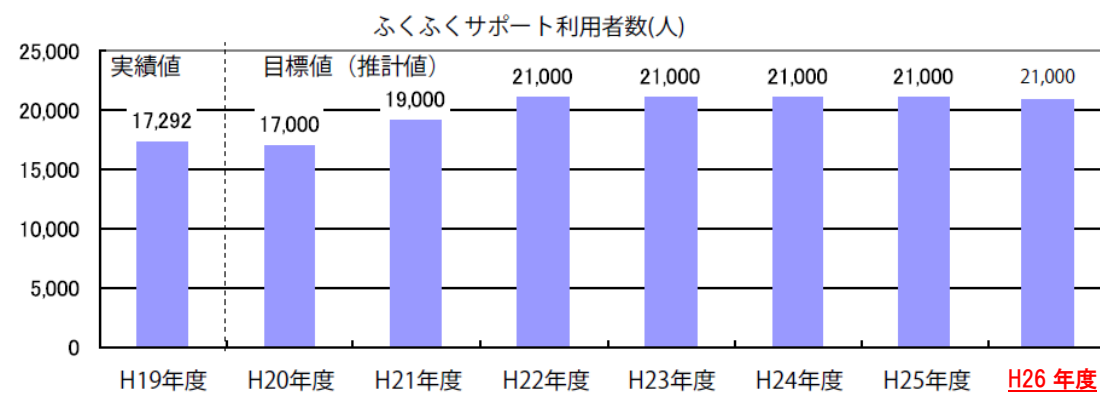
※～H19年度は実績値（下関市）、H20～は将来予想

（中略）

c) ふくふくサポート（しものせき市民活動センター）

（前略）

- ・ふくふくサポートの利用者数は開館後3年間、2,000人ずつ増加することを見込み、その後は一定の利用状況を維持していくことを目標として、平成26年度の利用者数を21千人と見込む。



▲ふくふくサポート利用者数（目標値）

※下関市、参考実績 17,739 人 (H20.1～H20.12)

（中略）

d) 次世代育成支援拠点施設

- ・下関駅にぎわいプロジェクトの一貫として駅開発ビルに導入する次世代育成支援拠点施設は、交通結節点と一体的に子どもと保護者や祖父母が自由に遊び、交流したり、親が子育てを学んだり、情報を得ることができる施設を整備するものである。

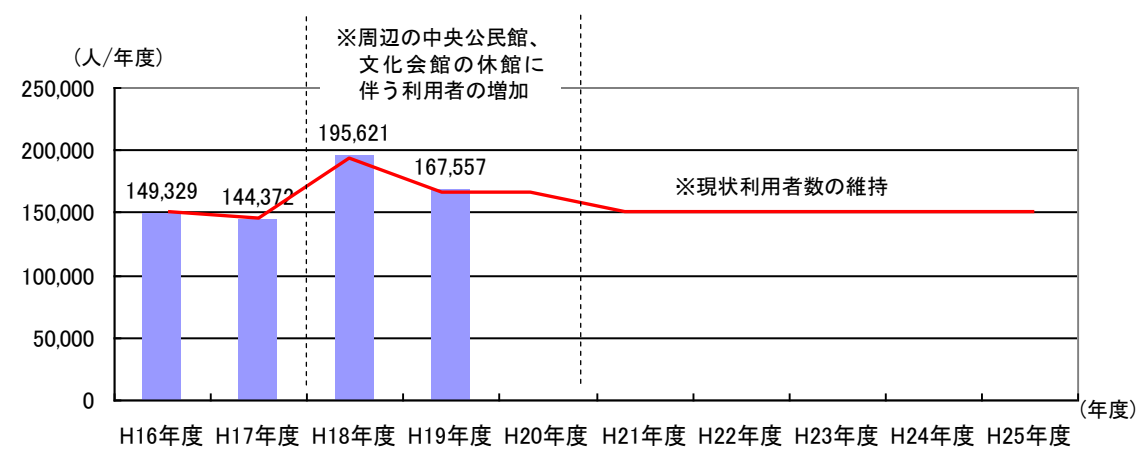
（中略）

- ・新たに整備する施設は、市内の既存類似施設の床面積あたりの利用者数（76人/㎡/年）を参考に、子育てゾーンの整備規模（約800㎡）等を踏まえ、平成26年度の年間利用者数を60,000人/年（164人/日）と設定する。（76人/㎡×800=60,800人）

（中略）

③ 市民サービス施設利用者数の目標値の設定（まとめ）

- ・下関市民会館、社会教育複合施設（整備中）、ふくふくサポート、次世代育成支援拠点施設をあわせ、現状で約



▲下関市民会館の利用者数（実績）と将来予想（目標）

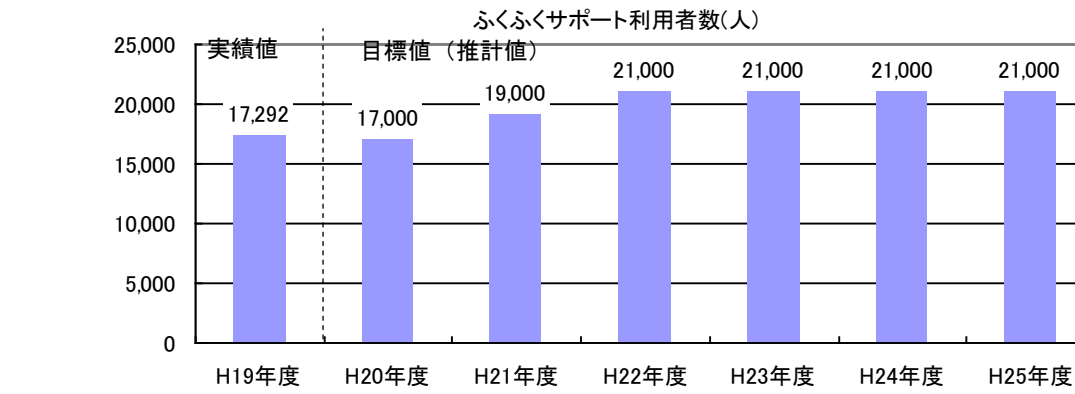
※～H19年度は実績値（下関市）、H20～は将来予想

（中略）

c) ふくふくサポート（しものせき市民活動センター）

（前略）

- ・ふくふくサポートの利用者数は開館後3年間、2,000人ずつ増加することを見込み、その後は一定の利用状況を維持していくことを目標として、平成25年度の利用者数を21千人と見込む。



▲ふくふくサポート利用者数（目標値）

※下関市、参考実績 17,739 人 (H20.1～H20.12)

（中略）

d) (仮称) 子育て世代活動支援センター

- ・下関駅にぎわいプロジェクトの一貫として駅開発ビルに導入する(仮称) 子育て世代活動支援センターは、交通結節点と一体的に子どもと保護者や祖父母が自由に遊び、交流したり、親が子育てを学んだり、情報を得ることができる施設を整備するものである。

（中略）

- ・新たに整備する施設は、市内の既存類似施設の床面積あたりの利用者数（76人/㎡/年）を参考に、子育てゾーンの整備規模（約800㎡）等を踏まえ、平成25年度の年間利用者数を60,000人/年（164人/日）と設定する。（76人/㎡×800=60,800人）

（中略）

③ 市民サービス施設利用者数の目標値の設定（まとめ）

- ・下関市民会館、社会教育複合施設（整備中）、ふくふくサポート、(仮称) 子育て世代活動支援センター（検討中）

270 千人の年間利用者数となっており、引き続き、「愛着をもっていきいきと暮らせる街」の実現に向けて各種市民サービス事業を展開することにより、平成 26 年度の年間利用者数は、78%増加の 481 千人とする。

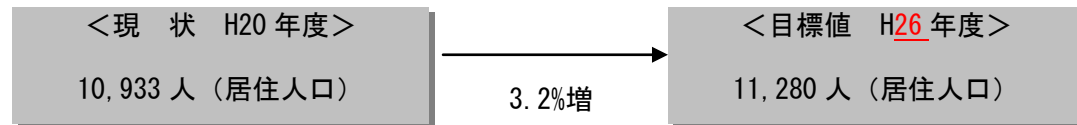
▼市民サービス施設利用者数の目標値

	現状値(人/年)	目標値(人/年)	増加数(人/年)	増加率 (増加数÷現状値)
下関市民会館	167,557	150,000	0	0%
社会教育複合施設	102,820	250,000	147,180	143%
ふくふくサポート	17,292	21,000	3,708	21%
<u>次世代育成支援拠点施設</u>	—	60,000	60,000	—
合計	287,669	481,000	193,331	67%

(以下略)

【市独自の目標・参考指標】

(3) -2 居住人口の社会増



(中略)

③居住人口の目標値設定フロー

・計画変更により計画の終期を当初設定していた平成 26 年 3 月から平成 27 年 3 月へ延長したが、これに伴う推計値・事業効果の増減は考慮せず、以下においては当初設定した平成 25 年度の数値をそのまま平成 26 年度の数値として読み替える。

(中略)

a) 自然増減のみの人口予測

・平成 20 年度(平成 21 年 3 月末)の中心市街地人口 10,933 人に対して、社会移動が無い場合、平成 26 年度(平成 27 年 3 月末)には 10,090 人(封鎖人口)に減少することが予測<sup>\*</sup>され、計画期間内に約 850 人(約 170 人/年)が自然減少していくことになる。

<sup>\*</sup>国立社会保障・人口問題研究所 H19.5 推計の出生率・生残率(山口県値)を用いて推計

b) 定住促進施策による人口の維持

・街なか定住を促進する住宅相談支援や U J I ターンの促進、住宅・建築物の耐震化、密集市街地の老朽家屋の解体による緑地等の整備等、住宅関連施策の展開に加え、下関駅前への 次世代育成支援拠点施設、ふくふくサポートや社会教育複合施設の運営等による市民活動の支援充実、道路のバリアフリー整備や自転車通行環境の整備、商店街の再生等により、住みやすい街づくりを総合的に進めることにより、自然減少を食い止める社会増(年度あたり約 170 人増加)を確保していくものとする。

c) 共同住宅の供給による人口増加

・中心市街地内の田中町、南部町、細江町等には遊休地が存在しており、民間による中高層住宅の建設を推進し、新たに平成 26 年度末までに 100~160 戸の住宅の供給を見込む。

をあわせ、現状で約 270 千人の年間利用者数となっており、引き続き、「愛着をもっていきいきと暮らせる街」の実現に向けて各種市民サービス事業を展開することにより、平成 25 年度の年間利用者数は、78%増加の 481 千人とする。

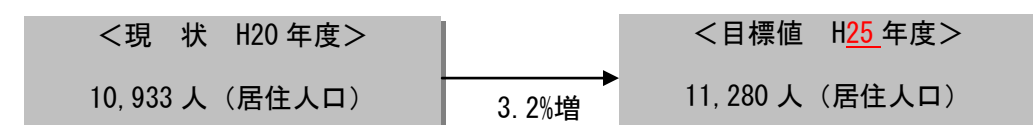
▼市民サービス施設利用者数の目標値

	現状値(人/年)	目標値(人/年)	増加数(人/年)	増加率 (増加数÷現状値)
下関市民会館	167,557	150,000	0	0%
社会教育複合施設	102,820	250,000	147,180	143%
ふくふくサポート	17,292	21,000	3,708	21%
<u>(仮称)子育て世代活動支援センター</u>	—	60,000	60,000	—
合計	287,669	481,000	193,331	67%

(以下略)

【市独自の目標・参考指標】

(3) -2 居住人口の社会増



(中略)

③居住人口の目標値設定フロー

・計画変更により計画の終期を当初設定していた平成 26 年 3 月から平成 27 年 3 月へ延長したが、これに伴う推計値・事業効果の増減は考慮せず、以下においては当初設定した平成 25 年度の数値をそのまま平成 26 年度の数値として読み替える。

(中略)

a) 自然増減のみの人口予測

・平成 20 年度(平成 21 年 3 月末)の中心市街地人口 10,933 人に対して、社会移動が無い場合、平成 25 年度(平成 26 年 3 月末)には 10,090 人(封鎖人口)に減少することが予測<sup>\*</sup>され、5 年間で約 850 人(約 170 人/年)が自然減少していくことになる。

<sup>\*</sup>国立社会保障・人口問題研究所 H19.5 推計の出生率・生残率(山口県値)を用いて推計

b) 定住促進施策による人口の維持

・街なか定住を促進する住宅相談支援や U J I ターンの促進、住宅・建築物の耐震化、密集市街地の老朽家屋の解体による緑地等の整備等、住宅関連施策の展開に加え、下関駅前への (仮称)子育て世代活動支援センター、ふくふくサポートや社会教育複合施設の運営等による市民活動の支援充実、道路のバリアフリー整備や自転車通行環境の整備、商店街の再生等により、住みやすい街づくりを総合的に進めることにより、自然減少を食い止める社会増(年度あたり約 170 人増加)を確保していくものとする。

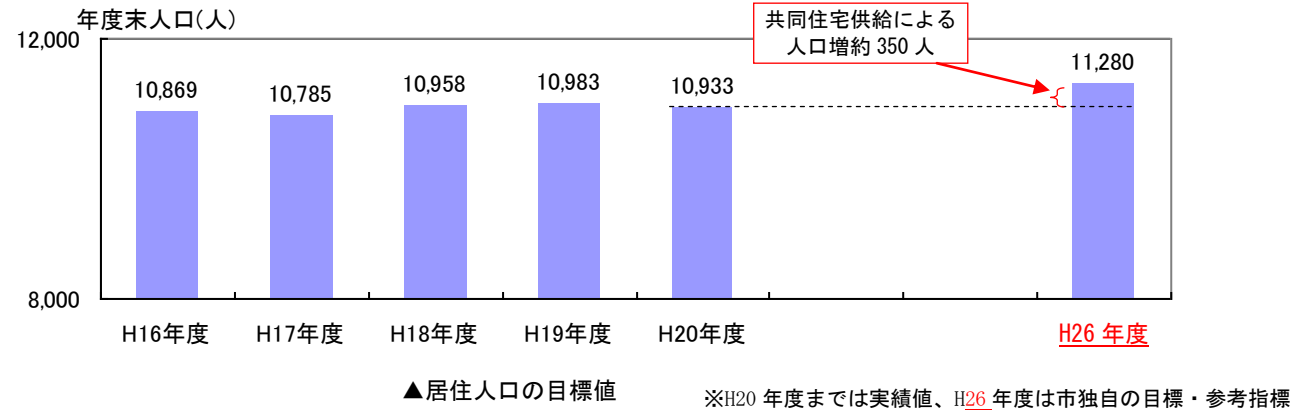
c) 共同住宅の供給による人口増加

・中心市街地内の田中町、南部町、細江町等には遊休地が存在しており、民間による中高層住宅の建設を推進し、新たに平成 25 年度末までに 100~160 戸の住宅の供給を見込む。

(中略)

④居住人口の目標値の設定

(中略)



(以下略)

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的な事業の内容

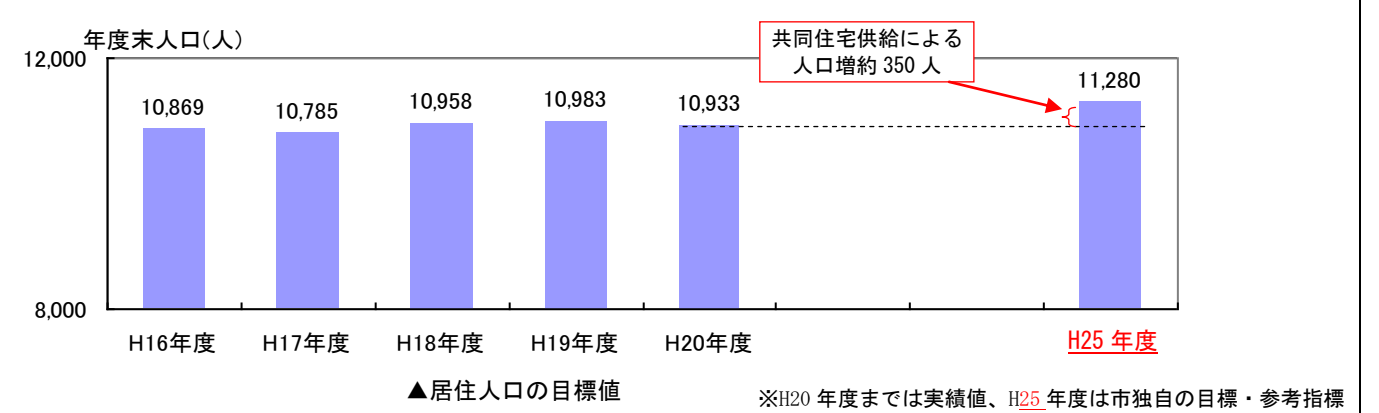
- (1) 略
- (2) ①認定と連結した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：下関駅にぎわいプロジェクト  事業内容： ・（仮称）JR下関駅開発ビル ・シネマコンプレックス、立体駐車場  実施時期：H21～H26	下関市・民間	位置づけ：JR下関駅周辺について、開発ビル、駅前広場、駐車・駐輪場の整備により都市的魅力と交通結節機能の強化を図り、中心市街地の一極を担う都市拠点を形成する。  必要性：下関駅周辺の拠点機能を強化することは、中心市街地の都市構造上必要である。 開発ビルに店舗等の商業施設を整備し、都市的魅力を高め、来訪者の拡大を図ることは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」の実現に必要である。 駅前広場や駐車・駐輪場等の整備は、交通結節機能を高め、駅と周辺市街地との回遊性の強化につながるため、「歩きたくなる、	支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（下関駅にぎわいプロジェクト地区））  実施時期： H21～H25	—

(中略)

④居住人口の目標値の設定

(中略)



(以下略)

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的な事業の内容

- (1) 略
- (2) ①認定と連結した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：下関駅にぎわいプロジェクト  事業内容： ・（仮称）JR下関駅開発ビル ・シネマコンプレックス、立体駐車場  実施時期：H21～H25	下関市・民間	位置づけ：JR下関駅周辺について、開発ビル、駅前広場、駐車・駐輪場の整備により都市的魅力と交通結節機能の強化を図り、中心市街地の一極を担う都市拠点を形成する。  必要性：下関駅周辺の拠点機能を強化することは、中心市街地の都市構造上必要である。 開発ビルに店舗等の商業施設を整備し、都市的魅力を高め、来訪者の拡大を図ることは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」の実現に必要である。 駅前広場や駐車・駐輪場等の整備は、交通結節機能を高め、駅と周辺市街地との回遊性の強化につながるため、「歩きたくなる、	支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（下関駅にぎわいプロジェクト地区））  実施時期： H21～H25	—

		<p>回遊したくなる街」の実現に必要なである。</p> <p>アクセス性の高い開発ビルに次世代育成支援拠点施設を整備することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要なである</p>						<p>回遊したくなる街」の実現に必要なである。</p> <p>アクセス性の高い開発ビルに次世代育成支援拠点施設を整備することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要なである</p>			
<p>事業名： 下関駅にぎわいプロジェクト</p> <p>事業内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代育成支援拠点施設</li> <li>・東南広場連絡通路</li> <li>・東口駅前広場</li> <li>・西口駅前広場</li> <li>・南口交通広場</li> <li>・下関駅東西連絡通路</li> <li>・市道竹崎町自歩道7号線</li> <li>・公衆トイレ</li> <li>・市道竹崎町34号線</li> <li>・誘導サイン</li> <li>・港湾道路(歩道)</li> <li>・にぎわい通り整備事業</li> <li>・エリアマネジメント事業</li> <li>・人工地盤にぎわい創出事業</li> <li>・駐輪場管理施設整備事業</li> </ul> <p>実施時期： H21～H26</p>	<p>下関市 ・民間</p>	<p>【位置づけ】</p> <p>JR 下関駅周辺について、開発ビル、駅前広場、駐車・駐輪場の整備により都市的魅力と交通結節機能の強化を図り、中心市街地の一極を担う都市拠点を形成する。</p> <p>【必要性】</p> <p>下関駅周辺の拠点機能を強化することは、中心市街地の都市構造上必要である。</p> <p>開発ビルに店舗等の商業施設を整備し、都市的魅力を高め、来訪者の拡大を図ることは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」の実現に必要なである。</p> <p>駅前広場や駐車・駐輪場等の整備は、交通結節機能を高め、駅と周辺市街地との回遊性の強化につながるため、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要なである。</p> <p>アクセス性の高い開発ビルに次世代育成支援拠点施設を整備することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要なである。</p>	<p>支援措置の内容：</p> <p>社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(下関駅にぎわいプロジェクト地区))</p> <p>(次世代育成支援拠点施設、東南広場連絡通路、東口駅前広場、西口駅前広場、南口交通広場、下関駅東西連絡通路、市道竹崎町自歩道7号線、公衆トイレ、市道竹崎町34号線、誘導サイン、港湾道路(歩道)、にぎわい通り整備事業、エリアマネジメント事業、人工地盤にぎわい創出事業、駐輪場管理施設整備事業)</p> <p>実施時期： H21 ～H25</p>	—		<p>事業名： 下関駅にぎわいプロジェクト</p> <p>事業内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代育成支援拠点施設</li> <li>・東南広場連絡通路</li> <li>・東口駅前広場</li> <li>・西口駅前広場</li> <li>・南口交通広場</li> <li>・下関駅東西連絡通路</li> <li>・市道竹崎町自歩道7号線</li> <li>・公衆トイレ</li> <li>・市道竹崎町34号線</li> <li>・誘導サイン</li> <li>・港湾道路(歩道)</li> <li>・にぎわい通り整備事業</li> <li>・エリアマネジメント事業</li> <li>・人工地盤にぎわい創出事業</li> <li>・駐輪場管理施設整備事業</li> </ul> <p>実施時期： H21～H25</p>	<p>下関市 ・民間</p>	<p>【位置づけ】</p> <p>JR 下関駅周辺について、開発ビル、駅前広場、駐車・駐輪場の整備により都市的魅力と交通結節機能の強化を図り、中心市街地の一極を担う都市拠点を形成する。</p> <p>【必要性】</p> <p>下関駅周辺の拠点機能を強化することは、中心市街地の都市構造上必要である。</p> <p>開発ビルに店舗等の商業施設を整備し、都市的魅力を高め、来訪者の拡大を図ることは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」の実現に必要なである。</p> <p>駅前広場や駐車・駐輪場等の整備は、交通結節機能を高め、駅と周辺市街地との回遊性の強化につながるため、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要なである。</p> <p>アクセス性の高い開発ビルに次世代育成支援拠点施設を整備することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要なである。</p>	<p>支援措置の内容：</p> <p>社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(下関駅にぎわいプロジェクト地区))</p> <p>(次世代育成支援拠点施設、東南広場連絡通路、東口駅前広場、西口駅前広場、南口交通広場、下関駅東西連絡通路、市道竹崎町自歩道7号線、公衆トイレ、市道竹崎町34号線、誘導サイン、港湾道路(歩道)、にぎわい通り整備事業、エリアマネジメント事業、人工地盤にぎわい創出事業、駐輪場管理施設整備事業)</p> <p>実施時期： H21 ～H25</p>	—	



(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 竹崎メインストリート整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：下関地区電線共同溝事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名 自転車通行環境整備事業 (要素事業名：路線名) ・道路種別/市町村道, 路線名/丸山線, 事業延長/L=0.4km ・道路種別/市町村道, 路線名/細江線, 事業延長/L=0.1km ・道路種別/市町村道, 路線名/竹崎・細江線, 事業延長/L=0.5km 事業内容 自転車レーンの整備（専用通行帯）、自転車歩行者道の整備（視覚による分離） 事業種別/交通安全 事業位置/下関市阿弥陀寺町～竹崎町1丁目 実施時期 H20～H28	国・ 下関市	【位置づけ】 中心市街地内の移動手段としてレンタサイクル等の利用促進に取り組んできており、活力交付金で支援されない国道9号の自転車通行環境整備事業と合わせ、自転車レーンの整備等を行うことにより、自転車等の交通死傷事故の減少と通行環境の改善を図る。 【必要性】 東西に細長い中心市街地にとって、自転車は効果的な移動手段であり、自転車等の走りやすい道路空間を整備することは、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。	支援措置の内容 ／社会資本整備総合交付金（道路事業）  ●実施時期： H20～H28	(略)
事業名：下関市交通バリアフリー道路特定交通安全施設等整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名 まちなか緑化推進事業 事業内容 老朽家屋の密集している市街地の緑化推進に係る補助金 実施時期 H20～H29	下関市	【位置づけ】 老朽家屋の密集している市街地を対象に、老朽家屋の解体による緑地や広場の確保を促進し、中心市街地の居住環境を改善する。 【必要性】 良好な居住環境の形成により、	支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（都市公園等事業と一体の効果促進事業）	—

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 竹崎メインストリート整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：下関地区電線共同溝事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名 自転車通行環境整備事業 (要素事業名：路線名) ・道路種別/市町村道, 路線名/丸山線, 事業延長/L=0.4km ・道路種別/市町村道, 路線名/細江線, 事業延長/L=0.1km ・道路種別/市町村道, 路線名/竹崎・細江線, 事業延長/L=0.5km 事業内容 自転車レーンの整備（専用通行帯）、自転車歩行者道の整備（視覚による分離） 事業種別/交通安全 事業位置/下関市阿弥陀寺町～竹崎町1丁目 実施時期 H20～H25	国・ 下関市	【位置づけ】 中心市街地内の移動手段としてレンタサイクル等の利用促進に取り組んできており、活力交付金で支援されない国道9号の自転車通行環境整備事業と合わせ、自転車レーンの整備等を行うことにより、自転車等の交通死傷事故の減少と通行環境の改善を図る。 【必要性】 東西に細長い中心市街地にとって、自転車は効果的な移動手段であり、自転車等の走りやすい道路空間を整備することは、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。	支援措置の内容 ／社会資本整備総合交付金（道路事業）  ●実施時期： H20～H25	(略)
事業名：下関市交通バリアフリー道路特定交通安全施設等整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名 まちなか緑化推進事業 事業内容 老朽家屋の密集している市街地の緑化推進に係る補助金 実施時期 H20～	下関市	【位置づけ】 老朽家屋の密集している市街地を対象に、老朽家屋の解体による緑地や広場の確保を促進し、中心市街地の居住環境を改善する。 【必要性】 良好な居住環境の形成により、	支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（都市公園等事業と一体の効果促進事業）	—

		街なか居住を促進することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。	実施時期： H23～H29	
事業名：交通円滑化”街ナビ”事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：下関花いっぱい計画 推進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 下関港港湾緑地整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： 下関港臨港道路整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：下関駅にぎわいプロジェクト 事業内容：(仮称)証明書発行所 実施時期： H21～H26	下関市	【位置づけ】 市民の利用度が高い下関駅周辺において、行政サービスの窓口である(仮称)証明書発行所を設置し、市民の利便性の向上を図る。 【必要性】 本事業により、市民の利便性が向上し、街なか生活の再生を図ることは「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。	支援措置の内容： 地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金) 実施時期： H24～H25	—

(4) 略

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連結した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
--------------	------	-------------------	---------------	--------

		街なか居住を促進することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。	実施時期： H23～H24	
事業名：交通円滑化”街ナビ”事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：下関花いっぱい計画 推進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 下関港港湾緑地整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： 下関港臨港道路整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：下関駅にぎわいプロジェクト 事業内容：(仮称)証明書発行所 実施時期： H21～H25	下関市	【位置づけ】 市民の利用度が高い下関駅周辺において、行政サービスの窓口である(仮称)証明書発行所を設置し、市民の利便性の向上を図る。 【必要性】 本事業により、市民の利便性が向上し、街なか生活の再生を図ることは「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。	支援措置の内容： 地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金) 実施時期： H24～H25	—

(4) 略

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連結した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
--------------	------	-------------------	---------------	--------

<p>事業名：下関駅にぎわいプロジェクト (再掲) 事業内容： ・(仮称) JR下関駅開発ビル ・シネマコンプレックス、立体駐車場</p>	<p>下関市 ・民間</p>	<p>位置づけ：JR 下関駅周辺について、開発ビル、駅前広場、駐車・駐輪場の整備により都市的魅力と交通結節機能の強化を図り、中心市街地の一極を担う都市拠点を形成する。</p>	<p>支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(下関駅にぎわいプロジェクト地区))</p>	<p>-</p>		<p>事業名：下関駅にぎわいプロジェクト (再掲) 事業内容： ・(仮称) JR下関駅開発ビル ・シネマコンプレックス、立体駐車場</p>	<p>下関市 ・民間</p>	<p>位置づけ：JR 下関駅周辺について、開発ビル、駅前広場、駐車・駐輪場の整備により都市的魅力と交通結節機能の強化を図り、中心市街地の一極を担う都市拠点を形成する。</p>	<p>支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(下関駅にぎわいプロジェクト地区))</p>	<p>-</p>	
<p>実施時期：H21～H26</p>		<p>必要性：下関駅周辺の拠点機能を強化することは、中心市街地の都市構造上必要である。</p>	<p>実施時期： H21～H25</p>			<p>実施時期：H21～H25</p>		<p>必要性：下関駅周辺の拠点機能を強化することは、中心市街地の都市構造上必要である。</p>	<p>実施時期： H21～H25</p>		
		<p>開発ビルに店舗等の商業施設を整備し、都市的魅力を高め、来訪者の拡大を図ることは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」の実現に必要である。</p>						<p>開発ビルに店舗等の商業施設を整備し、都市的魅力を高め、来訪者の拡大を図ることは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」の実現に必要である。</p>			
		<p>駅前広場や駐車・駐輪場等の整備は、交通結節機能を高め、駅と周辺市街地との回遊性の強化につながるため、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p>						<p>駅前広場や駐車・駐輪場等の整備は、交通結節機能を高め、駅と周辺市街地との回遊性の強化につながるため、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p>			
		<p>アクセス性の高い開発ビルに次世代育成支援拠点施設を整備することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である</p>						<p>アクセス性の高い開発ビルに次世代育成支援拠点施設を整備することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である</p>			

<p>事業名： 下関駅にぎわいプロジェクト (再掲)</p> <p>事業内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代育成支援拠点施設</li> <li>・東南広場連絡通路</li> <li>・東口駅前広場</li> <li>・西口駅前広場</li> <li>・南口交通広場</li> <li>・下関駅東西連絡通路</li> <li>・市道竹崎町自歩道7号線</li> <li>・公衆トイレ</li> <li>・市道竹崎町34号線</li> <li>・誘導サイン</li> <li>・港湾道路(歩道)</li> <li>・にぎわい通り整備事業</li> <li>・エリアマネジメント事業</li> <li>・人工地盤にぎわい創出事業</li> <li>・駐輪場管理施設整備事業</li> </ul> <p>実施時期： H21～H26</p>	<p>下関市 ・民間</p>	<p>【位置づけ】 JR 下関駅周辺について、開発ビル、駅前広場、駐車・駐輪場の整備により都市的魅力と交通結節機能の強化を図り、中心市街地の一極を担う都市拠点形成する。</p> <p>【必要性】 下関駅周辺の拠点機能を強化することは、中心市街地の都市構造上必要である。 開発ビルに店舗等の商業施設を整備し、都市的魅力を高め、来訪者の拡大を図ることは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」の実現に必要である。 駅前広場や駐車・駐輪場等の整備は、交通結節機能を高め、駅と周辺市街地との回遊性の強化につながるため、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。 アクセス性の高い開発ビルに次世代育成支援拠点施設を整備することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(下関駅にぎわいプロジェクト地区)) (次世代育成支援拠点施設、東南広場連絡通路、東口駅前広場、西口駅前広場、南口交通広場、下関駅東西連絡通路、市道竹崎町自歩道7号線、公衆トイレ、市道竹崎町34号線、誘導サイン、港湾道路(歩道)、にぎわい通り整備事業、エリアマネジメント事業、人工地盤にぎわい創出事業、駐輪場管理施設整備事業)</p> <p>●実施時期／ H21～H25</p>	<p>—</p>
--	--------------------	---	--	----------

- (2) ②略  
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 旧下関英国領事館保存修理事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>事業名： 下関駅にぎわいプロジェクト (再掲)</p> <p>事業内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代育成支援拠点施設</li> <li>・東南広場連絡通路</li> <li>・東口駅前広場</li> <li>・西口駅前広場</li> <li>・南口交通広場</li> <li>・下関駅東西連絡通路</li> <li>・市道竹崎町自歩道7号線</li> <li>・公衆トイレ</li> <li>・市道竹崎町34号線</li> <li>・誘導サイン</li> <li>・港湾道路(歩道)</li> <li>・にぎわい通り整備事業</li> <li>・エリアマネジメント事業</li> <li>・人工地盤にぎわい創出事業</li> <li>・駐輪場管理施設整備事業</li> </ul> <p>実施時期： H21～H25</p>	<p>下関市 ・民間</p>	<p>【位置づけ】 JR 下関駅周辺について、開発ビル、駅前広場、駐車・駐輪場の整備により都市的魅力と交通結節機能の強化を図り、中心市街地の一極を担う都市拠点形成する。</p> <p>【必要性】 下関駅周辺の拠点機能を強化することは、中心市街地の都市構造上必要である。 開発ビルに店舗等の商業施設を整備し、都市的魅力を高め、来訪者の拡大を図ることは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」の実現に必要である。 駅前広場や駐車・駐輪場等の整備は、交通結節機能を高め、駅と周辺市街地との回遊性の強化につながるため、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。 アクセス性の高い開発ビルに次世代育成支援拠点施設を整備することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(下関駅にぎわいプロジェクト地区)) (次世代育成支援拠点施設、東南広場連絡通路、東口駅前広場、西口駅前広場、南口交通広場、下関駅東西連絡通路、市道竹崎町自歩道7号線、公衆トイレ、市道竹崎町34号線、誘導サイン、港湾道路(歩道)、にぎわい通り整備事業、エリアマネジメント事業、人工地盤にぎわい創出事業、駐輪場管理施設整備事業)</p> <p>●実施時期／ H21～H25</p>	<p>—</p>
--	--------------------	---	--	----------

- (2) ②略  
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 旧下関英国領事館保存修理事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

事業名：下関駅にぎわいプロジェクト（再掲）	下関市	【位置づけ】 市民の利用度が高い下関駅周辺において、行政サービスの窓口である（仮称）証明書発行所を設置し、市民の利便性の向上を図る。 【必要性】 本事業により、市民の利便性が向上し、街なか生活の再生を図ることは「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。	支援措置の内容 ：地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）	—
事業内容：（仮称）証明書発行所			実施時期： H24～H25	
実施時期： H21～ <u>H26</u>				

事業名：下関駅にぎわいプロジェクト（再掲）	下関市	【位置づけ】 市民の利用度が高い下関駅周辺において、行政サービスの窓口である（仮称）証明書発行所を設置し、市民の利便性の向上を図る。 【必要性】 本事業により、市民の利便性が向上し、街なか生活の再生を図ることは「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。	支援措置の内容 ：地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）	—
事業内容：（仮称）証明書発行所			実施時期： H24～H25	
実施時期： H21～ <u>H25</u>				

(4) 略

(4) 略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[1] 略

[2] 具体的な事業の内容

[2] 具体的な事業の内容

(1) 略

(1) 略

(2) ①略

(2) ①略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 まちなか緑化推進事業 (再掲) 事業内容 老朽家屋の密集している市街地の緑化推進に係る補助金 実施時期 H20～ <u>H29</u>	下関市	【位置づけ】 老朽家屋の密集している市街地を対象に、老朽家屋の解体による緑地や広場の確保を促進し、中心市街地の居住環境を改善する。 【必要性】 良好な居住環境の形成により、街なか居住を促進することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。	支援措置の内容 ：社会資本整備総合交付金（都市公園等事業と一体の効果促進事業） 実施時期： H23～ <u>H29</u>	—
(4)へ移設				

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 まちなか緑化推進事業 (再掲) 事業内容 老朽家屋の密集している市街地の緑化推進に係る補助金 実施時期 H20～	下関市	【位置づけ】 老朽家屋の密集している市街地を対象に、老朽家屋の解体による緑地や広場の確保を促進し、中心市街地の居住環境を改善する。 【必要性】 良好な居住環境の形成により、街なか居住を促進することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。	支援措置の内容 ：社会資本整備総合交付金（都市公園等事業と一体の効果促進事業） 実施時期： H23～ <u>24</u>	—
事業名：下関市都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業 事業内容：公園への高齢者等に向けた遊器具の更新 実施時期：H21～	下関市	位置づけ：中心市街地エリアは高齢化が進み公園内へ高齢者等に向けた遊器具を更新すると共に、孫と一緒に遊べるように児童遊器具の設置を行う。 必要性：高齢化率が高く、遊器具の老朽化等が見られる公園で、地域が希望する高齢者等に向けた遊器具を更新し、高齢者が街なかで健康に暮らすことは「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の	支援措置の内容 ： <u>社会資本整備総合交付金（都市公園等事業）</u>  実施時期 <u>H23～25</u>	—

事業名：住宅・建築物耐震化促進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：危険家屋除却推進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：住宅改修助成事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：移住者新築住宅購入支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 略

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：共同住宅供給事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：住宅相談支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：斜面住宅地再生調査事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：U J I ターン促進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：中心市街地活性化チャレンジ資金融資 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：市有地等活用定住促進助成金事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：まちなか住環境向上事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：下関市都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業  事業内容：公園への高齢者等に向けた遊器具の更新	下関市	位置づけ：中心市街地エリアは高齢化が進み公園内へ高齢者等に向けた遊器具を更新すると共に、孫と一緒に遊べるように児童遊器具の設置を行う。	—	<u>公園施設長寿命化対策支援事業を活用予</u>

実現に必要である。

事業名：住宅・建築物耐震化促進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：危険家屋除却推進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：住宅改修助成事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：移住者新築住宅購入支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 略

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：共同住宅供給事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：住宅相談支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：斜面住宅地再生調査事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：U J I ターン促進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：中心市街地活性化チャレンジ資金融資 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：市有地等活用定住促進助成金事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：まちなか住環境向上事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) ②からの移設				

実施時期：H21～H30		必要性：高齢化率が高く、遊器具の老朽化等が見られる公園で、地域が希望する高齢者等に向けた遊器具を更新し、高齢者が街なかで健康に暮らすことは「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。		定
--------------	--	--	--	---

--	--	--	--	--

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
  - (1) 略
  - (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：下関駅にぎわいプロジェクト (再掲) 事業内容： ・(仮称) JR下関駅開発ビル ・シネマコンプレックス、立体駐車場  実施時期：H21～H26	下関市・民間	位置づけ：JR 下関駅周辺について、開発ビル、駅前広場、駐車・駐輪場の整備により都市的魅力と交通結節機能の強化を図り、中心市街地の一極を担う都市拠点を形成する。  必要性：下関駅周辺の拠点機能を強化することは、中心市街地の都市構造上必要である。 開発ビルに店舗等の商業施設を整備し、都市的魅力を高め、来訪者の拡大を図ることは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」の実現に必要である。 駅前広場や駐車・駐輪場等の整備は、交通結節機能を高め、駅と周辺市街地との回遊性の強化につながるため、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。 アクセス性の高い開発ビルに次世代育成支援拠点施設を整備することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である	支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(下関駅にぎわいプロジェクト地区))  実施時期： H21～H25	—

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
  - (1) 略
  - (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：下関駅にぎわいプロジェクト (再掲) 事業内容： ・(仮称) JR下関駅開発ビル ・シネマコンプレックス、立体駐車場  実施時期：H21～H25	下関市・民間	位置づけ：JR 下関駅周辺について、開発ビル、駅前広場、駐車・駐輪場の整備により都市的魅力と交通結節機能の強化を図り、中心市街地の一極を担う都市拠点を形成する。  必要性：下関駅周辺の拠点機能を強化することは、中心市街地の都市構造上必要である。 開発ビルに店舗等の商業施設を整備し、都市的魅力を高め、来訪者の拡大を図ることは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」の実現に必要である。 駅前広場や駐車・駐輪場等の整備は、交通結節機能を高め、駅と周辺市街地との回遊性の強化につながるため、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。 アクセス性の高い開発ビルに次世代育成支援拠点施設を整備することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である	支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(下関駅にぎわいプロジェクト地区))  実施時期： H21～H25	—

<p>事業名： 下関駅にぎわいプロジェクト (再掲)</p> <p>事業内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代育成支援拠点施設</li> <li>・東南広場連絡通路</li> <li>・東口駅前広場</li> <li>・西口駅前広場</li> <li>・南口交通広場</li> <li>・下関駅東西連絡通路</li> <li>・市道竹崎町自歩道7号線</li> <li>・公衆トイレ</li> <li>・市道竹崎町34号線</li> <li>・誘導サイン</li> <li>・港湾道路(歩道)</li> <li>・にぎわい通り整備事業</li> <li>・エリアマネジメント事業</li> <li>・人工地盤にぎわい創出事業</li> <li>・駐輪場管理施設整備事業</li> </ul>	<p>下関市 ・民間</p>	<p>【位置づけ】 JR 下関駅周辺について、開発ビル、駅前広場、駐車・駐輪場の整備により都市的魅力と交通結節機能の強化を図り、中心市街地の一極を担う都市拠点を形成する。</p> <p>【必要性】 下関駅周辺の拠点機能を強化することは、中心市街地の都市構造上必要である。 開発ビルに店舗等の商業施設を整備し、都市的魅力を高め、来訪者の拡大を図ることは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」の実現に必要である。 駅前広場や駐車・駐輪場等の整備は、交通結節機能を高め、駅と周辺市街地との回遊性の強化につながるため、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。 アクセス性の高い開発ビルに次世代育成支援拠点施設を整備することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(下関駅にぎわいプロジェクト地区)) (次世代育成支援拠点施設、東南広場連絡通路、東口駅前広場、西口駅前広場、南口交通広場、下関駅東西連絡通路、市道竹崎町自歩道7号線、公衆トイレ、市道竹崎町34号線、誘導サイン、港湾道路(歩道)、にぎわい通り整備事業、エリアマネジメント事業、人工地盤にぎわい創出事業、駐輪場管理施設整備事業)</p> <p>●実施時期／ H21～H25</p>	<p>—</p>	<p>事業名： 下関駅にぎわいプロジェクト (再掲)</p> <p>事業内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代育成支援拠点施設</li> <li>・東南広場連絡通路</li> <li>・東口駅前広場</li> <li>・西口駅前広場</li> <li>・南口交通広場</li> <li>・下関駅東西連絡通路</li> <li>・市道竹崎町自歩道7号線</li> <li>・公衆トイレ</li> <li>・市道竹崎町34号線</li> <li>・誘導サイン</li> <li>・港湾道路(歩道)</li> <li>・にぎわい通り整備事業</li> <li>・エリアマネジメント事業</li> <li>・人工地盤にぎわい創出事業</li> <li>・駐輪場管理施設整備事業</li> </ul>	<p>下関市 ・民間</p>	<p>【位置づけ】 JR 下関駅周辺について、開発ビル、駅前広場、駐車・駐輪場の整備により都市的魅力と交通結節機能の強化を図り、中心市街地の一極を担う都市拠点を形成する。</p> <p>【必要性】 下関駅周辺の拠点機能を強化することは、中心市街地の都市構造上必要である。 開発ビルに店舗等の商業施設を整備し、都市的魅力を高め、来訪者の拡大を図ることは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」の実現に必要である。 駅前広場や駐車・駐輪場等の整備は、交通結節機能を高め、駅と周辺市街地との回遊性の強化につながるため、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。 アクセス性の高い開発ビルに次世代育成支援拠点施設を整備することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(下関駅にぎわいプロジェクト地区)) (次世代育成支援拠点施設、東南広場連絡通路、東口駅前広場、西口駅前広場、南口交通広場、下関駅東西連絡通路、市道竹崎町自歩道7号線、公衆トイレ、市道竹崎町34号線、誘導サイン、港湾道路(歩道)、にぎわい通り整備事業、エリアマネジメント事業、人工地盤にぎわい創出事業、駐輪場管理施設整備事業)</p> <p>●実施時期／ H21～H25</p>	<p>—</p>	<p>事業名： 国際観光対策事業 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>事業名： 国際観光対策事業 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>事業名： 国際通り整備事業 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>事業名： 国際通り整備事業 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>事業名： 中心市街地活性化協議会タウンマネージャー設置事業 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>事業名： 中心市街地活性化協議会タウンマネージャー設置事業 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
---	--------------------	--	--	----------	---	--------------------	--	--	----------	----------------------------------	------------	------------	------------	------------	----------------------------------	------------	------------	------------	------------	----------------------------------	------------	------------	------------	------------	----------------------------------	------------	------------	------------	------------	--	------------	------------	------------	------------	--	------------	------------	------------	------------



事業名： 中心市街地活性化協議会タウンマネージャー設置事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：民間まちづくり活動促進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

- (2) ② 略
- (3) 略
- (4) 略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
  - (1) 略
  - (2) ① 略
  - (2) ② 略
  - (3) 略
  - (4) 略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所  
略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

- [1] 略
- [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項
  - (1) 略
  - (2) 開催状況
    - ①協議会の開催
      - 第1回 (H20.10.1) 設立総会、中心市街地活性化基本計画(素案)について
      - 第2回 (H21.2.5) 中心市街地活性化基本計画(案)について
      - 第3回 (H21.3.17) 中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見書について
      - 第4回 (H21.10.14) 中心市街地活性化基本計画(案)について
      - 第5回 (H23.2.25) 中心市街地活性化基本計画の変更について  
大規模小売店舗立地法の特例措置の適用について
      - 第6回 (H23.12.20) 中心市街地活性化基本計画の進捗・今後の活動について
      - 第7回 (H24.6.7) 中心市街地活性化基本計画の変更について
      - 第8回 (H24.10.22) 中心市街地活性化基本計画の変更について
      - 第9回 (H25.7.19) 中心市街地活性化基本計画の変更について
      - 第10回 (H25.11.22) 中心市街地活性化基本計画の変更について(文書照会により開催)
      - 第11回 (H26. . .) 中心市街地活性化基本計画の変更について(文書照会により開催)

- ②略
- (3) 略
- [3] 略

事業名： 中心市街地活性化協議会タウンマネージャー設置事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：民間まちづくり活動促進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

- (2) ② 略
- (3) 略
- (4) 略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
  - (1) 略
  - (2) ① 略
  - (2) ② 略
  - (3) 略
  - (4) 略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所  
略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

- [1] 略
- [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項
  - (1) 略
  - (2) 開催状況
    - ①協議会の開催
      - 第1回 (H20.10.1) 設立総会、中心市街地活性化基本計画(素案)について
      - 第2回 (H21.2.5) 中心市街地活性化基本計画(案)について
      - 第3回 (H21.3.17) 中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見書について
      - 第4回 (H21.10.14) 中心市街地活性化基本計画(案)について
      - 第5回 (H23.2.25) 中心市街地活性化基本計画の変更について  
大規模小売店舗立地法の特例措置の適用について
      - 第6回 (H23.12.20) 中心市街地活性化基本計画の進捗・今後の活動について
      - 第7回 (H24.6.7) 中心市街地活性化基本計画の変更について
      - 第8回 (H24.10.22) 中心市街地活性化基本計画の変更について
      - 第9回 (H25.7.19) 中心市街地活性化基本計画の変更について

- ②略
- (3) 略
- [3] 略

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	略	略
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	略	略
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の実施スケジュールが明確であること	4から8までの全ての事業等は計画期間の平成 <u>26</u> 年度までに完了もしくは事業着手できる見込みである。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	略	略
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	略	略
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の実施スケジュールが明確であること	4から8までの全ての事業等は計画期間の平成 <u>25</u> 年度までに完了もしくは事業着手できる見込みである。